

## 騒音関係

### 環境基本法

#### 騒音

#### ◎ 騒音に係る環境基準

(平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号 最終改正：平成 24 年 3 月 30 日環境省告示第 54 号)

地域の類型	基準値 (L <sub>Aeq</sub> )		類型を当てはめる地域
	昼間	夜間	
	午前 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで	
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下	環境基本法第 16 条第 2 項の規定により県知事(市の区域内の地域については、市長。)が類型ごとに指定する地域
A	55 デシベル以下	45 デシベル以下	
B			
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	

- (注) 1 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。  
 2 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。  
 3 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。  
 4 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(以下「道路に面する地域」という。)については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値 (L <sub>Aeq</sub> )	
	昼間	夜間
	午前 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで
A地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
備考 車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。		

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

	基準値 (L <sub>Aeq</sub> )	
	昼間	夜間
	午前 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで
幹線交通を担う道路に近接する空間	70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下)によることができる。		

(平成 10 年 9 月 30 日環大企第 257 号)

- 「道路に面する地域」とは、道路交通騒音が支配的な音源である地域のことである。
- 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。
  - 道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。)
  - 前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路。
- 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。
  - 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル
  - 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20 メートル

## 評価方法等

- 1 基準値は、次の方法により評価した場合における値とする。
  - (1) 評価は、個別の住居等が影響を受ける騒音レベルによることを基本とし、住居等の用に供される建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルによって評価するものとする。  
この場合において屋内へ透過する騒音に係る基準については、建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルから当該建物の防音性能値を差し引いて評価するものとする。
  - (2) 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。
  - (3) 評価の時期は、騒音が1年間を通じて平均的な状況を呈する日を選定するものとする。
  - (4) 騒音の測定は、計量法（平成4年法律第51号）第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を用いることとする。
  - (5) 騒音の測定に関する方法は、原則として日本工業規格 Z8731 による。ただし、時間の区分ごとに全時間を通じて連続して測定した場合と比べて統計的に十分な精度を確保し得る範囲内で、騒音レベルの変動等の条件に応じて、実測時間を短縮することができる。当該建物による反射の影響が無視できない場合にはこれを避けうる位置で測定し、これが困難な場合には実測値を補正するなど適切な措置を行うこととする。また、必要な実測時間が確保できない場合等においては、測定に代えて道路交通量等の条件から騒音レベルを推計する方法によることができる。  
なお、著しい騒音を発生する工場及び事業場、建設作業の場所、飛行場並びに鉄道の敷地内並びにこれらに準ずる場所は、測定場所から除外する。
- 2 道路に面する地域のうち幹線交通を担う道路に近接する空間の背後地に存する建物の中高層部に位置する住居等において、当該道路の著しい騒音がその騒音の影響を受けやすい面に直接到達する場合は、その面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められ、かつ、屋内へ透過する騒音に係る基準が満たされたときは、環境基準が達成されたものとみなすものとする。
- 3 航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しないものとする。

(平成10年9月30日環大企第257号)

- 1 評価は、住居等の用に供される建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルによって行うことが原則である。これは、通常、音源側の面であると考えられるが、開放生活(庭、ベランダ等)側の向き、居寝室の位置等により音源側と違う面となることがある。音源が不特定な場合には、開放生活側の向き等を考慮して騒音の影響を受けやすい面を選ぶ必要がある。
- 2 透過する騒音に係る基準の評価に必要な「建物の防音性能値」は、外壁に用いられている資材、窓の構造等の条件等から見込まれる窓閉め時の建物の防音性能の値で足り、測定によって個々に検証を行う必要はない。
- 3 評価のために測定を行う場合は、日本工業規格 Z8731 に定める騒音レベル測定方法に従い、建物から1~2メートルの距離にある地点の騒音レベルを測定し、その値によって評価することを原則とする。当該建物による反射の影響が無視できない場合にはこれを避けうる位置で測定し、これが困難な場合には実測値を補正するなど適切な措置を行うこととする。  
測定に代えて道路交通量等の条件から騒音レベルを推計する場合は、道路交通量、道路構造、音源からの距離等のデータを用いて騒音レベルを推計し、その値によって評価することとする。
- 4 評価は、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによることを原則としているが、評価のために測定を行う場合においては、騒音レベルの変動等の条件に応じて、実測時間を短縮することも可能である。この場合、連続測定した場合と比べて統計的に十分な精度を確保し得る範囲内で適切な実測時間とすることが必要である。

◎ 騒音に係る環境基準の類型の指定地域（上田市）

（平成 11 年 3 月 25 日長野県告示第 182 号 最終改正：平成 24 年 3 月 30 日上田市告示第 113 号）

地域の類型	地域
AA	指定なし
A	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 付表の上田市 1 の項の地域
B	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 付表の上田市 2 の項の地域
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 付表の上田市 3 の項の地域
備考	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法第 2 章の規定により定められた用途地域をいう。

図 2-1～2-4 参照

（付表）

	上田市のうち、次に掲げる地域 ア 上田字二ノ宮の一部 字上山口の一部 イ 上塩尻字北側 字南側 字越田 字セキシヨ 字横堰 字一丁田 字上口 字合ノ田の一部 字六反田 字島崎の一部 字広見の一部 字北川 字宮浦 字信福寺 字宮田 字利根島 字常盤の一部 字土田の一部 字北砂原の一部 字砂間の一部 字越畑の一部 字新田川原の一部 字屋敷添の一部 字寺裏の一部 字屋敷裏の一部 字越川の一部 ウ 大屋字寺沢の一部 字枳立の一部 字トドメキの一部 字瀬沢入の一部 字坪ノ内の一部 字唐沢の一部 字下月夜平の一部 字鍵田 字梨ノ木 字扇田の一部 字クネソへ 字尾撫の一部 字松ノ木の一部 字イナゴ坂の一部 字三反田の一部 字幅の一部 字堂ノ上の一部 字北遠河原の一部 エ 岩下字加賀川原の一部 オ 蒼久保字五反田の一部 字中川原の一部 字村前 字村西の一部 字村上の一部 字村東 字吉田原 カ 国分字猪の一部 字宮ノ前的一部分 字久保の一部 字上澤沖 字仁王堂の一部 字浦沖 字松原 字加賀川の一部 字前田 字堀東沖 字古屋敷の一部 字明神前的一部分 字西沖の一部 キ 上野字沢跨の一部 字太夫町の一部 字塚田の一部 字足島 字矢花の一部 字宮林の一部 字塩川原の一部 字町田の一部 字沢入の一部 字樋ノ沢の一部 字樋ノ口の一部 字日向の一部 字横山の一部 ク 住吉字横田の一部 字道前的一部分 字籠田 字横山 字塚田の一部 字大日的一部分 字腰田 字坂下的一部分 字権現山的一部分 字宇土的一部分 字上野的一部分 字日陰的一部分 字堀之内 字宮平 字東条的一部分 字熱泰寺 字宮山 字般若堂 字西上野的一部分 字小丸山的一部分 字小梨久保的一部分 字入詰的一部分 字中道 字外屋敷的一部分 字中村的一部分 ケ 芳田字大日ノ木の一部 字大木的一部分 字木ノ上的一部分 字山田的一部分 字宮ノ上的一部分 字南鬼沢の一部 コ 殿城字深区的一部分 字中村的一部分 字石坪 字南前田 字平沢 字宿組的一部分 字片山的一部分 字下樋ノ口的一部分 字宮ノ上的一部分 字中樋ノ口的一部分 字氷沢的一部分
上田市 1	上田市のうち、次に掲げる地域 ア 西内字久禰添の一部 字石原の一部 字柿ノ木 字せき下的一部分 字原前的一部分 字雀原的一部分 字町屋敷的一部分 字日影的一部分 字落合的一部分 字土合 字八久保的一部分 イ 鹿教湯温泉字原かいと 字道仙かいと 字寺沢の一部 字湯端 字御殿 字宮脇 字松ノ木
上田市 2	

	<p>字久保 字中田 字十二 字渋田見の一部 字山ノ神の一部 字下原の一部 字裏山の一部  ウ 平井字八郎沢の一部 字山ノ神の一部 字唐沢口の一部  エ 腰越字十メ石の一部 字東町の一部 字中町の一部 字西町の一部 字一本木の一部 字清水  尻の一部 字紅付の一部 字宮原 字神明開土 字六反田の一部 字部屋田の一部 字辻開土の  一部 字西横沢の一部 字下川原の一部 字東横沢 字道久 字桐ノ木の一部  オ 上丸子字大はざまの一部 字藤塚 字腰の一部 字五里の一部 字くら保祢 字大木口の一部  字横沢の一部 字山の神の一部 字水ノ手の一部  カ 中丸子字下山岸 字宮ノ前 字樋村屋敷 字竹ノ花 字山岸 字上山岸 字寺浦の一部 字松  葉田の一部 字舞臺 字鳥居田 字竹原田 字五反田 字横負 字蟹田 字下中沢 字勢戸 字  大角の一部 字開戸の一部 字隅田の一部 字洲崎の一部  キ 下丸子字東川の一部 字池田 字老町田 字塚田 字八ツ口  ク 生田字竹ノ花の一部 字深町の一部 字土堂 字中河原 字下河原 字外河原の一部 字中城  の一部 字道添の一部 字荒谷 字二ツ井戸 字中井 字山根の一部 字三角 字陳場の一部  字猿在池 字宿畑の一部  ケ 長瀬字上平の一部 字中平 字古城 字八ツ口の一部 字塚田の一部 字亀田 字前田 字屋  敷 字笹田の一部 字宇遠坂の一部 字棗田の一部 字山根の一部 字東屋敷の一部 字矢ノ沢  の一部 字逸見の一部 字水押の一部 字宮原の一部 字押出しの一部  コ 塩川字北原の一部 字前田の一部 字老丁田の一部 字稲羽の一部 字辺田二丁目の一部 字  山道の一部  サ 菅平高原字菅平の一部  シ 真田町長字後沢の一部 字下中井の一部 字真田の一部 字石舟の一部 字甲石の一部 字上  ノ平の一部 字山家 字雁石の一部 字山遠家の一部 字四日市の一部 字御料の一部 字木留  場の一部 字城の一部 字梅ノ木の一部 字横尾の一部 字蓮台 字重附の一部 字松葉田 字  柳又の一部  ス 真田町傍陽字中原の一部 字早稲田の一部 字表の一部 字萩田の一部 字中村  セ 真田町本原字西出早の一部 字西田の一部 字村中の一部 字九久館 字板井戸の一部 字鶴  ノ子田の一部 字堰合 字南番匠の一部 字北番匠の一部 字荒井の一部 字南荒井 字表木の  一部 字堰上 字山崎の一部 字北町上の一部 字町下 字東出早の一部 字町上の一部 字南  町上の一部</p>
上 田 市 3	<p>上田市のうち、次に掲げる地域  ア 東内字湯川原の一部  イ 腰越字部屋田の一部 字淵ノ上 字花ヶ石 字辻開土の一部 字下川原の一部 字西横沢の一  部  ウ 生田字白欠の一部 字坂下の一部 字竹ノ花の一部 字深町の一部 字外河原の一部 字宿畑  の一部  エ 菅平高原字菅平の一部  オ 真田町長字甲石の一部 字雁石の一部 字山遠家の一部  カ 真田町本原字村中的一部分 字板井戸の一部 字鶴ノ子田の一部 字北番匠の一部 字大畑 字  刷毛田 字赤田 字大腐 字鶴巻 字下間当 字上間当 字南白庭の一部 字荒井の一部 字藤  沢の一部</p>

航空機騒音（省略）

指定地域なし（上田市）

## 新幹線鉄道騒音

### ◎ 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

(昭和 50 年 7 月 29 日環境庁告示第 46 号 最終改正：平成 12 年 12 月 14 日環境庁告示第 78 号)

地域の類型	基準値	類型を当てはめる地域
I	70 デシベル以下	環境基本法第 16 条第 2 項の規定により県知事が類型ごとに指定する地域
II	75 デシベル以下	

午前 6 時から午後 12 時までの間の新幹線鉄道騒音に適用する。(運行の遅延等により当該時間以外の時間に発生する新幹線鉄道騒音に対しても準用する。(昭和 50 年 10 月 3 日環大特第 100 号))

(注) 1 I をあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とする。

2 II をあてはめる地域は商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

### 測定方法

- 1 測定は、新幹線鉄道の上り及び下りの列車を合わせて、原則として連続して通過する 20 本の列車について、当該通過列車ごとの騒音のピークレベルを読み取って行うものとする。
- 2 測定は、屋外において原則として地上 1.2m の高さで行うものとし、その測定点としては、当該地域の新幹線鉄道騒音を代表すると認められる地点のほか新幹線鉄道騒音が問題となる地点を選定するものとする。
- 3 測定時期は、特殊な気象条件にある時期及び列車速度が通常時より低いと認められる時期を避けて選定するものとする。
- 4 評価は、(1)のピークレベルのうちレベルの大きさが上位半数のものをパワー平均して行うものとする。

算出式 (パワー平均)

$$\bar{L} = 10 \log_{10} \left\{ \frac{1}{10} \left( 10^{\frac{P_1}{10}} + 10^{\frac{P_2}{10}} + 10^{\frac{P_3}{10}} \cdots 10^{\frac{P_{10}}{10}} \right) \right\}$$

$\bar{L}$  : 上位10本のパワー平均

$P_1, P_2, P_3, \dots, P_{10}$  : 上位10本の測定値 (デシベル)

- 5 測定は、計量法第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路は A 特性を、動特性は遅い動特性(SLOW)を用いることとする。

(昭和 50 年 10 月 3 日環大特第 100 号)

測定は、新幹線鉄道の上り及び下りの列車を合わせて連続して通過する 20 本の列車について行うことが原則であるが、運行回数が少ないため 4 時間程度測定しても通過列車が 20 本に満たない場合には、その時間内に測定できる本数について測定すること。また、ピークレベルが上りと下りでそれぞれほぼ一定の値を示す場合には、最小限 10 本まで減じてよいこと。測定結果は、得られたピークレベルのうち上位半数の値についてパワー平均したものをもちて評価すること。

◎ 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型の指定地域（上田市）

（平成 6 年 2 月 17 日長野県告示第 130 号 最終改正：平成 18 年 10 月 30 日告示第 511 号）

地域の類型	類型をあてはめる沿線地域
I	第一種中高層住居専用地域 第一種住居地域 準住居地域 付表の上田市の項の地域
II	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域
備考	
<p>1 第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法第 2 章の規定により定められた用途地域をいう。</p> <p>2 沿線地域とは北陸新幹線鉄道の軌道中心から両側それぞれ 300 メートル以内の地域をいう。</p> <p>3 沿線地域のうちトンネルの出入口からトンネル中央部方向へ 150 メートルを超える地域については、当該沿線地域から除くものとする。</p>	

図 3 参照

（付表）

上 田 市	上田市のうち次に掲げる地域
	ア 国分字古屋敷の一部 字堀東沖の一部 字加賀川の一部 字前田の一部 字明神前の一部 字西沖の一部 字仁王堂の一部
	イ 上塩尻字山崎の一部 字丸田の一部 字あいの田の一部 字鶴蒔田の一部 字扇田 字長走 の一部 字上口の一部 字六反田の一部 字南側の一部 字北側の一部 字横堰 字せき志よ 字一丁田 字越田 字新田川原
	ウ 長瀬字宮原の一部 字町尻の一部 字阿ら堰の一部 字東屋敷の一部 字逸見の一部 字山 根の一部 字八反田の一部 字下屋敷の一部 字中屋敷の一部 字杭下 字三角 字石原田
	エ 生田字上平の一部 字坂下の一部 字二ツ山の一部